

要 急

決 裁
区 分

丙

長 官	事 務 総 長	事 務 次 長	文 書 番 号	最 高 裁 経 用 0 0 4 1 2 2 号		
			分 類 記 号	()		
			文 書 の 日 付			
(標題) 契約締結依頼等 () 調査及び ()				秘 書 長		
ラック(株)に 別添の依頼に基づき、契約手続を開始してよろしいか。						
経理局長 () 用度課長 () 課長補佐1 () 調査係01 () 総務課長 () 課長補佐11 () 課長補佐12 ()						
起 案 日	平 成 2 4 年 9 月 2 8 日		決 裁 予 定 日			
フ ァ イ ル 名	契 約 書 (最 高 裁 シ ス テ ム 関 係) (平 成 2 4 年 度)				保 期 存 間	5 年
関 連 文 書						
審 査			発 送	完 結 処 理		
備 考	示達済。 予定価格積算中。					
主 筆	最 高 裁 経 用		調 査 係 0 7 ()	内 線 ()		
最 高 裁 判 所			紙			



<文管: 004082>
<ID: 2/5>

最高裁情政第001138号

平成24年9月25日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課長 平 木 正 洋

■■■■■■■■■■ 調査及び ■■■■■■■■■■ 診断の調達について

(依頼)

標記の調査について、別紙仕様書(案)のとおり契約を締結してください。

裁 判 所
最 高 裁 判 所
情報処理業務庁費

⑤運

(雑役)

一般

仕樣書(案).

第1 件名

調査及び診断

第2 目的

本件作業は、[redacted] 公開している裁判所ホームページが書き換えられる被害を受けたことから、その攻撃方法や[redacted]への影響調査を行うとともに、想定されるサイバーテロ攻撃を回避するためのセキュリティ診断を行うことを目的とする。

第3 作業内容

別紙第1記載のとおり。

第4 作業場所

最高裁判所の指定する場所とする。

第5 作業時間

平日の10時から18時までとする。

第6 成果物等

- 1 成果物
仕様書別紙第~~8~~³のとおり

- 2 提出物
仕様書別紙第²~~3~~号のとおり

- ### 3 成果物等の書式等

- ### (1) 使用言語

日本語

- ## (2) 用語の定義

共通フレーム（SLCP-JCF2007）に従うこととし、成果物中で共通フレームに定義されていない用語を用いるときには、用語の定義を明記すること。また、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

- ### (3) 書式等

ア 電子データによるものについて

- (ア) 文書が主体のものについては、マイクロソフト株式会社の「Word 2003」で読み取り可能な形式により作成する。

- (イ) 図表が主体のものについては、マイクロソフト株式会社の「Excel 2003」で読み取り可能な形式により作成する。ただし、特に複雑な図については、マイクロソフト株式会社の「Power Point 2003」で読み取り可能な形式により作成して差し支えない。

- イ 書面によるものについて

アの電子データを印刷して書面化する場合は、日本工業規格(JISP0138)A列4番縦置き、

横書き、左綴じを原則とし、1列の文字数は40文字以内、1頁の行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。図表については、必要に応じてA列3番を用いることができる。

④ 成果物等の納入期限及び納入場所

(1) 成果物 納入期限 平成24年10月15日(月)

(2) 提出物 ~~仕様書別紙第1の1、第2の1~~ 作業開始から2週間以内

(3) ② 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

第7 機器及び経費の負担

- 1 本作業に関連して請負者が必要とする機器及び使用材料は、請負者の負担において確保すること。
- 2 本作業に関連して請負者側に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、請負者の負担とし、別途最高裁判所に請求しないものとする。

第8 障害発生時の対応等

- 1 請負者は、仕様に関して解決できない問題が発生した場合は、随時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する業者からの問い合わせに応じ、かつ、原因の究明を含めたその解決に協力すること。
- 2 検査の完了後、1年以内に判明した本作業に起因する不具合(バグ等)があった場合は、最高裁判所の指示に従い、請負者の負担と責任において速やかに修補すること。
- 3 1の作業により関連する成果物に変更の必要が発生した場合は、請負者は遅滞なく改訂版を納入すること。

第9 作業上の留意点

- 1 請負者は、最高裁判所の指示に従って作業を行うこと。
- 2 請負者は、最高裁判所の求めに応じて、随時、書面又は口頭により作業の進捗状況等について報告すること。
- 3 請負者は、本作業の履行が確実に行われるよう、本作業の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した請負者側の人員を確保すること。
- 4 最高裁判所は、請負者が本作業を履行する上で、必要な物品及び関連書類を随時貸与するが、貸与を受けた物品及び書類は、成果物の納入期限までに最高裁判所に返還すること。また、請負者は、貸与された物品及び書類を本契約以外の目的に使用してはならず、かつ、貸与された資料の複写及び第三者への提供をしてはならない。

なお、請負者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に最高裁判所と協議の上、承諾を得ること。

- 5 請負者は、本作業のため、最高裁判所のサーバ室に立ち入る場合は、事前に立入日時及び入室者の氏名を届け出て、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 本作業に当たっては、裁判所の業務に支障を来すことなく、最高裁判所と打合せの上行うこと。

第10 その他の条件等

- 1 品質管理等

- (1) 請負者は、品質マネジメントシステムに関するISO9001若しくはCMM/CMMIレベル3以上の認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系を確立していること。
- (2) 請負者は、情報セキュリティマネジメントシステムに関するISO/IEC27001若しくはISMS適合性評価制度（JISQ27001）の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系を確立していること。

2 下請禁止

請負者は、本作業において、他の業者を関与させてはならない。ただし、請負者において下請が必要であると判断した場合は、その理由と下請範囲（関与させる業務の内容、当該業者の名称及び所在地等）を最高裁判所に明示した上、最高裁判所に書面をもって事前に申請し、その承諾を得ること。この場合、請負者は、請負者の責任において、本作業において請負者が負担すべき義務と同様の義務を下請者に負わせること。

3 機密保持

- (1) 請負者は、本作業に関連して知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- (2) 請負者は、本仕様書に基づく作業の実施中はもとより、作業完了後であっても、作業中に知り得た秘密事項（裁判所のシステムの機能、構造、設置場所、その他裁判所のシステム運営上危機を招来するおそれがある一切の事項及び最高裁判所から貸与又は開示された資料のうち、公開することが適切でない認められる事項）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、情報の漏えい等の防止措置を講じ、本仕様書に基づく作業中におけるセキュリティを確保できる体制を構築すること。
- (3) 請負者は、(2)の秘密事項が外部に漏えいするなどの事故が発生した場合は、直ちに事故内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。
- (4) 請負者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に最高裁判所と協議の上、承諾を得ること。

4 知的財産権関連

- (1) 本作業の成果物の著作権（関連して発生したものを含む。）は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含め、最高裁判所が成果物を受領したとき、最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した請負者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等の著作権は、請負者に帰属するものとする。この場合、請負者は、最高裁判所に対し、最高裁判所が成果物を使用するに必要な範囲で、請負者に著作権が帰属するものについての著作権法上の権利（複製権、翻案権等を含む。）に基づく利用を無償で許諾する。

また、最高裁判所は、本作業に基づき請負者が創作した著作物を使用し、複製し、又は改良する権利を有するものとする。

- (2) 請負者は、本作業により開発されたプログラムや成果物に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、最高裁判所（下級裁判所を含む。）に対して、これを行使しないものとする。また、請負者は、請負者の従業員及び下請先の業務従事者に対しても、当該権利を

行使させないものとする。

- (3) 請負者は、本作業に当たり、第三者の知的財産権等を実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

5 貸与物品等

請負者は、最高裁判所から提供又は貸与を受けた物品等については、最大限の注意を払って使用すること。同物品等を自己の故意又は過失によって滅失又は毀損した場合は、最高裁判所に対し、修理、代替品による補填又は生じた損害の賠償を行うこと。

6 作業場所

本作業に関連して請負者が必要とする作業場所は、作業の性質上最高裁判所が当然に提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、請負者が用意すること。

7 その他

請負者は、本仕様書に記載のない事項であって、[REDACTED]
[REDACTED]と認められる事項が発生した場合並びに仕様に関して疑義が生じた場合は、速やかに最高裁判所と協議し、その指示に従うこと。

(別紙)

作業項目要求仕様

第1 作業内容

1 [redacted] 調査

(1) 作業概要

(2) 調査対象

(3) 実施項目

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ 報告作業

請負者は、作業着手後2開庁日までに別紙第2の1を提出し、
[redacted] 別紙第3の1を仕様書本文第6の3(1)の期限までに最高裁判所に提出すること。

2 [redacted] 診断

(1) 作業概要

(2) 診断対象

(3) 実施項目

ア [redacted]

イ 報告作業

請負者は、本件作業着手後2開庁日までに第2の2を提出し、
別紙第3の2を、仕様書本文第6の3(1)の期限までに提出すること。

3 [redacted] 診断

(1) 作業概要

[Redacted text block]

(2) 診断対象

[Redacted text block]

(3) 実施項目

ア [Redacted text block] ✓

イ 報告作業

請負者は、作業着手から2開庁日までに第2の2を提出し、[Redacted text block] ✓
第3の1を仕様書本文第6の8(1)の期限までに最高裁判所に提出すること。

4 [Redacted text block]

(1) 作業概要

[Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 実施項目

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

ウ 報告作業

請負者は、[Redacted text block] 別紙第3の5を仕様書本文第6の8(1)の期限まで ✓
に最高裁判所に提出すること。

第2 提出物

No.	文書名	媒体・部数
		電子又は紙媒体
1	■■■■■■■■■■ 調査 速報 /	1
2	■■■■■■■■■■ 診断 速報 /	1
3	■■■■■■■■■■ 診断 速報（1度目）.	1
4	■■■■■■■■■■ 診断 速報（2度目）.	1

第3 成果物

No.	文書名	媒体・部数	
		電子媒体	紙媒体
1	■■■■■■■■■■ 調査 報告書 /	1	1
2	■■■■■■■■■■ 診断 報告書 /	1	1
3	■■■■■■■■■■ 診断 報告書（1度目）.	1	1
4	■■■■■■■■■■ 診断 報告書（2度目）.	1	1
5	■■■■■■■■■■ 報告書 /	1	1

依賴的在在使(用)

日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、年3.1パーセントの割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 特定物又は不特定物にかかわらず、成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 成果物の納入後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、第7条第2項、第3項又は第5項の規定に基づき納入を受けたときから1年とする。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙仕様書に違反した場合
 - (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第51条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）に

において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（著作権等）

第19条 成果物の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物を発注者において使

用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第21条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成24年10月 日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

受注者

東京都千代田区平河町二丁目16番地1号

株式会社ラック

代表取締役 齋 藤 理

平成24年9月28日

稟 議 書

■■■■■■■■■■ 調査及び■■■■■■■■■■ 診断について、株式会社ラックと
随意契約（緊急随契）を締結する理由

- 1 本件診断作業は、9月14日（金）の夜間に最高裁が管理する裁判所ホームページが改ざんされた（別添のとおり）ことによる■■■■■■■■■■ 調査及び■■■■■■■■■■ 診断作業を実施するものである。✓
- 2 仮に、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ があるため、緊急に対応を必要とする。
- 3 作業に当たっては、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ が必要であるが、株式会社ラック以外の業者の確保ができない状態にあった。
- 4 以上のことから、本件調達には、緊急の必要により競争に付することができないことから、株式会社ラックと随意契約（緊急随契）を締結するのが相当である。✓
- 5 法令上の根拠
会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

